

七尾市 保育園入園のしおり

1. 保育園とは
2. 入園までの流れ
3. 教育・保育給付認定
4. 申請基準
5. 入園の申し込み方法
6. 入園後



1. 保育園とは

保護者が仕事や病気などのため、日中、家庭で育児することができない児童を保護者に代わって保育する施設です。

そのため、入園を希望する場合は申請基準（2ページ参照）を満たしていることが必要です。

2. 入園までの流れ

申請基準（2ページ参照）を満たしているかを確認



見学などをして希望する園を検討し、「教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書）」を受け取る



「教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書）」を、入園を希望する園または市に提出



申請内容により、市が教育・保育給付認定を決定、「支給認定証」を交付



入園

3. 教育・保育給付認定

入園するには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定	年齢	区分
保育認定	満3歳以上	2号認定
	満3歳未満	3号認定

} 申請基準（保育を必要とする理由）を満たす必要があります。

4.申請基準

(1) 申請基準（保育を必要とする理由）

保護者（父・母ともに）が以下の理由に該当し、日中、家庭で育児できない場合に入園することができます。なお、利用できる時間は園によって異なります。

①就労	自宅内・外で就労をしている場合。（月48時間以上） 就労日2週間前から入園可能です。
②妊娠・出産	妊娠中、もしくは出産後間もない場合。 （出産予定月とその前後2か月の計5か月） （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月から後2か月の計7か月）
③疾病・障害	育児に支障をきたす病気やケガ、または障害がある場合。
④親族の 看護・介護	親族を常時看護・介護している場合。（月48時間以上）
⑤災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合。
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。
⑦就学	職業訓練校等に就学している場合。
⑧育児休業	育児休業をしている場合。 新規入園をご希望のお子さんは、復職日の2週間前から入園可能です。（育児休業中は自宅で保育ができる期間であるため） なお、既に入園しているお子さんは育児休業中も引き続き入園可能です。 （自宅でも育児ができる期間であるが、子どもの環境の変化を防ぐために「引き続き入園していることが必要」と認められるため）
⑨その他	上記以外の理由で、市が認める場合。

(2) 保育の必要量と認定期間

保育を必要とする理由によって、保育の必要量（1日あたりの利用時間）と認定期間（利用できる期間）が以下のとおり異なります。なお、認定期間や保育の必要量は、2・3号認定ともに共通です。→[3ページ参照](#)

保育の必要量	1日あたりの利用時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間
保育短時間（パートタイム就労相当）	1日最大8時間

※保護者の就労状況等に応じて、必要な範囲で利用できます。



No.	保育を必要とする理由	認定期間	保育の必要量		添付書類
			標準時間	短時間	
1	就労	小学校就学前まで (継続して就労する場合)	○	○	・就労(内定)証明書または自営就労申立書 ・就労状況がわかる書類(自営の場合のみ)
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後 2か月の計5か月	○	○	・母子手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)
		(多胎妊娠の場合) 出産予定月の前4か月 から後2か月の計7か月	○	○	
3	疾病・障害	診断書等に記載されている期間	○	○	・診断書や療育手帳等の写し ※
4	親族の 看護・介護	診断書等に記載されている期間	○	○	・介護・看護状況申立書 ・診断書や介護保険被保険者証等の写し ※
5	災害復旧	(市へご相談ください)	○	○	・罹災証明書
6	求職活動	3か月間	—	○	・求職中の入園申込誓約書 ・求職活動支援機関等利用証明書 ・求職活動状況報告書(求職活動継続の場合)
7	就学	在学期間	○	○	・在学証明書等と時間割の写し
8	育児休業	育児休業期間	—	○	・育児休業期間がわかるものの写し
9	その他	(市へご相談ください)			

※対象となる方が、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金に該当する場合は、申請書にその方のマイナンバーを記載ください。手帳等の写しは原則提出不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求められることがあります。

保育料の軽減等を受けられる場合があります。

- ①ひとり親世帯である場合
- ②離婚協議調停中である場合
- ③世帯に障害のある方がいる場合

→詳細は、別紙「保育料のご案内」または「副食費のご案内」をご確認ください。



5.入園の申し込み方法

入園の申し込みにあたり、保護者（父、母）と入園するお子さんのマイナンバーの記載が必要です。



(1) 令和6年4月1日入園を希望する場合

申込期間	令和5年11月1日（水）～令和5年12月1日（金）
申込先	各園
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼）入園申込書 + 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	令和5年1月下旬に「支給認定証」、令和5年3月に「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

※ご都合により申し込み期間を過ぎた場合は、七尾市子育て支援課へご相談ください。

(2) 年度途中の入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） + 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

(3) 市内に住所を有する方で、市外の保育園へ入園を希望する場合

申込期間	園が所在する自治体によって異なるため、お早めにご相談ください。 ※原則として入園は月初日、退園は月末日となります。
申込先	七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） + 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

(4) 市外へ転出予定の方で、転出先の保育園へ入園を希望する場合

転出先の自治体での手続きが必要です。必要書類や申込締切日等を直接ご確認ください。

(5) 市外から転入予定の方で、市内の保育園へ入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書） + 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「利用承諾通知書」、「保育料等決定通知書」を郵送します。
留意点	七尾市に転入されてからの入園となります。入園希望日までに転入手続きを行ってください。

6.入園後

認定内容に変更があった場合は、変更申請が必要です。

(1) 保育を必要とする事由に変更が生じた場合

申込期間	変更希望日の10日前まで		
申込先	各園または七尾市子育て支援課		
提出書類	教育・保育給付認定変更申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類（3ページ参照）		
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。		
例	就労しているが、産休に入る	認定理由	就労 → 妊娠・出産
	就労していたが退職し、求職活動を行う	認定理由	就労 → 求職活動
	※理由に応じて、利用時間（標準時間、短時間）も変更となります。		
留意点	「求職活動」のため入園しており、3か月以内に就労先が決まらず、求職活動の継続が必要な場合 →認定理由に変更がないため、変更申請ではなく新規申請となります。手続きは、「5（2）年度途中の入園を希望する場合」を参照してください。		

(2) 保育の必要量に変更が生じた場合

申込期間	変更希望日の10日前まで		
申込先	各園または七尾市子育て支援課		
提出書類	教育・保育給付認定変更申請書（兼入園申込書） ＋ 認定に必要な添付書類（3ページ参照）		
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。		
例	就労しており「短時間」で利用していたが、就労時間が長くなり、「標準時間」での利用が必要である		

※ 市外の保育園に入園し、認定内容に変更があった場合は、まず七尾市子育て支援課までご連絡ください。



【お問い合わせ】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地パトリア3階
七尾市健康福祉部子育て支援課 保育支援グループ
☎ 0767-53-8419